

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕様書番号	第 1 号
★精白米		作 成	令和 4 年 2 月 2 2 日
		変 更	令和 — 年 — 月 — 日
		作成部隊等名	奄美警備隊後方支援隊

1 総 則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊奄美駐屯地（以下「官側」という。）において調達する精白米について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書で使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

a) 契約担当官

精白米に係わる契約を締結する者

b) 受託者

精白米の契約を請負う者

2 精白米に関する要求

2.1 精白米の規格

a) 令和3年産（日本産）、単一原料米、検査米2等以上、10Kg入りのもの。

b) 玄米は15℃程度の低温で保存したもの。

c) 納品する精白米は、白度39%以上、水分16%以下、正常粒90%以上、粉状質粒8%以下、砕粒3%以下、被害粒（着色粒を含み、ごく軽度な着色を除く。）及び異物（虫・ごみ・土砂・石・ガラス・プラスチック片・異種穀粒）混入がないもの。

d) 網目1.94mm以上の精米ふるいで砕粒を選別したもの。

e) 米袋の材質は、透明ラミネート（レーザー孔袋）とし、圧着状態良好なもの。

2.2 精米の米袋の表示

品種、産年、産地、精米日、精米業者名、等級、精米所の住所を記載

2.3 精白米の添付書類

「玄米の検査証明書（米袋）」及び「精白米の品質証明（上記(c)に示す項目・蛋白・アミロース・検査に使用した検査機器名）」

2.4 精白米の見本提出

a) 見本品を前項の規格どおり、公告に示す日時までに奄美駐屯地後方支援隊糧食班へ提出すること。

b) 未使用分見本品の返却を希望する場合は、見本提出時に申し出ること。

c) 規格外及び品質・食味審査等により不適格と判定した場合は不合格とし、入札に参加させない。

2.5 精白米の見本提出免除について

以下の基準を全て満たすものは、入札日の前々日までに生産年、等級、産地のわかる書類を官側へ提出することにより精白米の見本判定を合格とする。

- a) 過去6ヶ月以内の精白米の見本提出または納品時に不合格判定を受けていないこと
- b) 過去6ヶ月以内に見本判定を受け、官側からの合格を受けた米と同じ生産年、等級、産地であること。(1点でも変更がある場合は、再度見本提出を行うこと)
- c) 納品後に食味や品質等で不具合が発生した際は、再度見本を提出し判定を受けなおすこと。

3 品質保証

3.1 納品時の保証

第2項に規定する規格外のものは交換とする。その際、規格外のものが納品量の5%以上発生した場合は、納品分全数を交換とする。

3.2 納品後の保証

第2項に規定する規格外のものが確認された場合は、交換すること。

3.3 品質の確認等

- a) 納入業者は、納品する精白米の原料及びとう精の作業状況(とう精設備及び検査機器を含む。)の確認等を求められた場合は、これに応じなければならない。
- b) 品質に疑義が生じた場合は、納入業者にその旨を通報した後、第三者機関に品種特定検査、品位検査等を依頼する。なお、経費は全額業者負担とし、第2項に示す規格と異なると判定された場合は、既使用分も含めた納品全数を交換とする。

4 納品要領

4.1 納品日時

細部日時は発注時に示す。

4.2 納品場所

奄美駐屯地隊員食堂

4.3 納品の留意事項

- a) 官側の指定する位置に納品すること。その際、官側は一切関与しない。
- b) 米袋が破損しないようゴム付き軍手等を装着して1袋ずつ運搬すること。

5 その他の指示

5.1 保全

保全は、次による。

- a) 駐屯地の立入りに際しては、当該駐屯地所定の立入手続を行うものとする。
- b) 駐屯地の中で作業を行う場合、駐屯地内での行動は、当該駐屯地等の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行うものとする。
- c) 受託者は、本契約の履行に当たり、直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用及びその他への公表等は防衛省の承認なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。

5.2 安全管理

受託者は、必要に応じて危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対して注意喚起等を実施し、安全管理を徹底するものとする。

5.3 仕様書等に関する疑義

受託者は、この仕様書について疑義が生じた場合は、契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとし、精白米の規格・納品要領等細部について疑義を生じた場合は、官側の奄美警備隊後方支援隊糧食班の指示を受けるものとする。